

議案第 3 4 号

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

利根町国民健康保険税条例（昭和38年利根町条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。